

# 子ども・子育て支援対策調査 特別委員会報告資料

令和4年7月1日

報告事項件名	頁
(教育指導部) なし	
(学校運営部) なし	
(子ども家庭部)	
(1) 就学前教育・保育施設への新型コロナウイルス感染症対策事業に関する アンケート結果について	2
(2) 配慮が必要な園児を見守る体制の強化について	8
(3) 社会福祉法人じろう会に対する令和3年度の区立保育園の管理運営委託料 支払いについて	11
(4) 社会福祉法人朝陽会（旧南流山福社会）の状況について	14
(5) いづみ保育園への対応状況について	18
(6) 令和4年4月1日の保育所等利用待機児童の状況について	21
(7) 保育施設入所審査に係る情報連携の実施について	27
(8) 小規模保育室の閉園について	28

( 教育委員会 )

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年7月1日

件名	就学前教育・保育施設への新型コロナウイルス感染症対策事業に関するアンケート結果について																																													
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設運営課、私立保育園課、子ども施設入園課																																													
内容	<p>新型コロナウイルス感染症対策事業について、効果検証を行うとともに、第7波の感染拡大に備えた事業展開に反映させるために実施した子ども家庭部アンケート結果について報告する。なお、福祉部・衛生部も関係機関へのアンケートを実施した。</p> <p><b>1 アンケート概要</b></p> <p>(1) 実施日 令和4年4月19日(火)～5月6日(金)</p> <p>(2) 対象 就学前教育・保育施設(439事業所)</p> <p>(3) 回答数 231事業所(回答率:52.6%)</p> <p>(4) アンケート内容 ア これまで実施した事業の検証(評価) イ 今後区に期待する支援事業</p> <p><b>2 アンケート結果 (詳細な結果はP4～6参照)</b></p> <p>(1) これまで実施した事業の検証(評価)</p> <table border="1" data-bbox="432 1285 1417 1720"> <thead> <tr> <th>NO</th> <th>事業名</th> <th>利用した</th> <th>役立った</th> <th>継続希望</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>コロナ対策等補助事業</td> <td>88.7%</td> <td>100%</td> <td>98.3%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>衛生物品配布</td> <td>90.9%</td> <td>96.7%</td> <td>90.9%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>施設等職員 ワクチン優先接種 (区役所・医師会館で実施)</td> <td>78.4%</td> <td>98.9%</td> <td>90.0%</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>都の抗原検査キット配付による定期的検査</td> <td>18.6%</td> <td>95.3%</td> <td>71.0%</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>臨時休園に対する期間や範囲等の考え方</td> <td>86.7%</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>61.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「継続希望」の割合は、「希望する」「どちらかといえば希望する」と回答した数を含む。</p> <p>(2) 今後区に期待する支援事業。</p> <table border="1" data-bbox="531 1872 1257 2045"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>項目</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>金銭的支援</td> <td>47.9%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>物的支援</td> <td>33.8%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>特になし</td> <td>18.3%</td> </tr> </tbody> </table>				NO	事業名	利用した	役立った	継続希望	1	コロナ対策等補助事業	88.7%	100%	98.3%	2	衛生物品配布	90.9%	96.7%	90.9%	3	施設等職員 ワクチン優先接種 (区役所・医師会館で実施)	78.4%	98.9%	90.0%	4	都の抗原検査キット配付による定期的検査	18.6%	95.3%	71.0%	5	臨時休園に対する期間や範囲等の考え方	86.7%	/	61.9%	順位	項目	割合	1	金銭的支援	47.9%	2	物的支援	33.8%	3	特になし	18.3%
NO	事業名	利用した	役立った	継続希望																																										
1	コロナ対策等補助事業	88.7%	100%	98.3%																																										
2	衛生物品配布	90.9%	96.7%	90.9%																																										
3	施設等職員 ワクチン優先接種 (区役所・医師会館で実施)	78.4%	98.9%	90.0%																																										
4	都の抗原検査キット配付による定期的検査	18.6%	95.3%	71.0%																																										
5	臨時休園に対する期間や範囲等の考え方	86.7%	/	61.9%																																										
順位	項目	割合																																												
1	金銭的支援	47.9%																																												
2	物的支援	33.8%																																												
3	特になし	18.3%																																												

	<p><b>3 アンケートから見えてきた課題</b></p> <p>(1) 給付金などの金銭的支援を必要とする施設が多いが、物的支援（衛生物品配布）の需要も依然として高い。</p> <p>(2) 衛生物品を必要とする施設でも、必要とする物品は施設の状況により異なる。</p> <p><b>4 今後の方向性</b></p> <p>アンケート結果を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見極めながら、就学前教育・保育施設等へ必要な支援を実施する（参考資料P7）。</p>
<p>問 題 点 今 後 の 方 針</p>	

就学前教育・保育施設事業者アンケート回答【詳細】

回答園数  
231

【これまでの事業検証】

事業名	質問番号	質問内容	選択肢内容、自由意見	園数
1 就学前教育・保育施設等におけるコロナ対策経費等補助事業	1	事業を利用したか	利用した 利用していない	205 26
	1-2-1	役に立ったか	役にたった 役に立たなかった	205 0
	1-2-2	利用していない理由	事業を知らない	5
			対象外の施設である	4
			実施のタイミングが合わなかった	6
			法人や事業所の方針	2
			その他	9
			・必要がないから ・足立区が対応してくれている ・収入があったから ・就任前のため不明 ・特別に経費が発生していない為 ・個人で運営、一時預かり保育が主で利用者の人数が少ないため ・買ったものをそのまま経費として計上し、運営費から引いた方が所得税に影響がないと思ったから	2 2 1 1 1 1 1
	2	継続実施の希望	今後も実施希望する どちらかといえば実施を希望する 不要な事業と考える	184 43 4
		事業の改善点【自由記述】	・対象範囲の拡大（パソコン、エアコン設備費・工事費、ICTに係る費用、通園バス車載空気清浄機等） ・請求できるものをわかりやすく示して欲しい ・請求できる期間を早めに知らせて欲しい（締め切りが早いと対策に必要なものを考える時間がない） ・手続きを簡素化して欲しい ・現場の要望を聞いて反映して欲しい ・配布方法を郵送にして欲しい ・事業を継続して欲しい ・事業の周知徹底をお願いしたい ・職員への手当として使用できるなら継続してもらいたい ・施設の人数に応じて全事業者に給付金として支給してもらいたい	20 8 5 3 2 2 1 1 1 1

事業名	質問番号	質問内容	選択肢内容、自由意見	園数
2 就学前教育・保育施設への衛生物品配布【令和2年度当初に実施】	1	事業を利用したか	利用した 利用していない	210 21
	1-2-1	役に立ったか	役にたった	203
			役に立たなかった	7
			・アルコールジェルが使いつらかった ・園にあるものが配布されることが多かった ・タイミングが遅すぎた ・施設で常時しているものとは違う種類のため、マニュアル外となってしまう ・品薄だったせいか日本製ではない物品で使えなかった	2 1 1 1 1
	1-2-2	利用していない理由	事業を知らない	8
			対象外の施設である	4
			実施のタイミングが合わなかった	8
			法人や園の方針	0
			その他	1
	・R3年4月に開園したので知らない	1		
2	継続実施の希望	今後も実施希望する どちらかといえば実施を希望する 不要な事業と考える	157 53 21	
	事業の改善点【自由記述】	・自園で購入の方が良い（不定期であること、自分たちで選びたい、その方が早い） ・フェイスシールドは不要 ・物品配布より補助金の方がありがたい ・品薄の時はとても助かる ・ジェルの消毒液など、使いつらいものがあった ・衛生物品の品質を良くしてほしい ・マスクは数が少なく、もっといただきたいかった ・消耗品費で購入しなくて済むのでありがたい ・アクリルマスクは必要 ・手続きが面倒 ・認可と認可外を区別しないで欲しい ・かさばるもの、重いものを事業所まで届けていただき、とても助かった ・郵送で配布して欲しい ・希望するが、区の職員の仕事が増えて大変ではないか ・アルコール、ハンドソープ、ペーパータオル等の衛生用品は不足しているので配布を強く希望	8 6 6 4 3 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1	





# 令和4年度 各部新型コロナウイルス感染症対策事業の現状と今後の対応（予定）表

参 考

部	NO.	事業名	事業実施予定	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
福祉部	1	PCR検査等経費補助事業	令和5年3月末まで	←												
	2	感染者へ対応する従事者の危険手当支給事業	令和5年3月末まで	←												
	3	衛生物品配布	令和4年9月末まで	←												
	4	事業所職員ワクチン優先接種（庁舎ホール）	未定【ワクチン接種の状況による】	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	5	在宅要介護者受入体制整備事業（介護者感染の場合の保護）	令和5年3月末まで	←												
	6	空気清浄機購入経費補助事業	令和4年3月末まで【終了】	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	7	事業所特別給付金支給事業（衛生物品購入等の目的）	令和3年3月末まで【終了】	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	8	事業所相互支援による出向職員助成金支給事業	令和5年3月末まで	←												
	9	介護従事者宿泊支援事業	令和5年3月末まで	←												
衛生部	1	衛生物品の配布（アルコール、PPE、ゴーグル、N95マスク、不織布マスク、グローブ、アイソレーションガウン等）	令和5年3月末まで	←												
	2	医師会ホットライン（PCR検査を保健所に依頼する場合の医師会取りまとめ窓口）	令和5年3月末まで	←												
	3	医師会PCRセンター（R2.5より都市農業公園で開始、現在は医師会館で実施中）	令和5年3月末まで	←												
	4	抗体カクテル療法等患者移送のためのハイヤー（3台）確保	令和5年3月末まで	←												医師会を最優先に活用していく
	5	PCR検査に従事する医師、看護師、事務員などへの危険手当（検査ラインの確保を含む）	令和5年3月末まで	←												
	6	疑い症例者の病床確保	令和5年3月末まで	←												
	7	疑い症例者の病床確保に携わる医師・看護師・事務員などへの危険手当、宿泊補助	令和5年3月末まで	←												
子ども家庭部	1	コロナ対策経費等補助事業	令和5年3月末まで	←												
	2	衛生物品配布	令和3年3月末まで【終了】	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	3	足立区役所及び医師会館で実施した施設等職員ワクチン優先接種	未定【ワクチン接種の状況による】	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/		
	4	都の抗原検査キット配付による定期的検査	令和4年6月末まで	←												
	5	臨時休園に対する期間や範囲等の考え方	当面の間、継続	←												

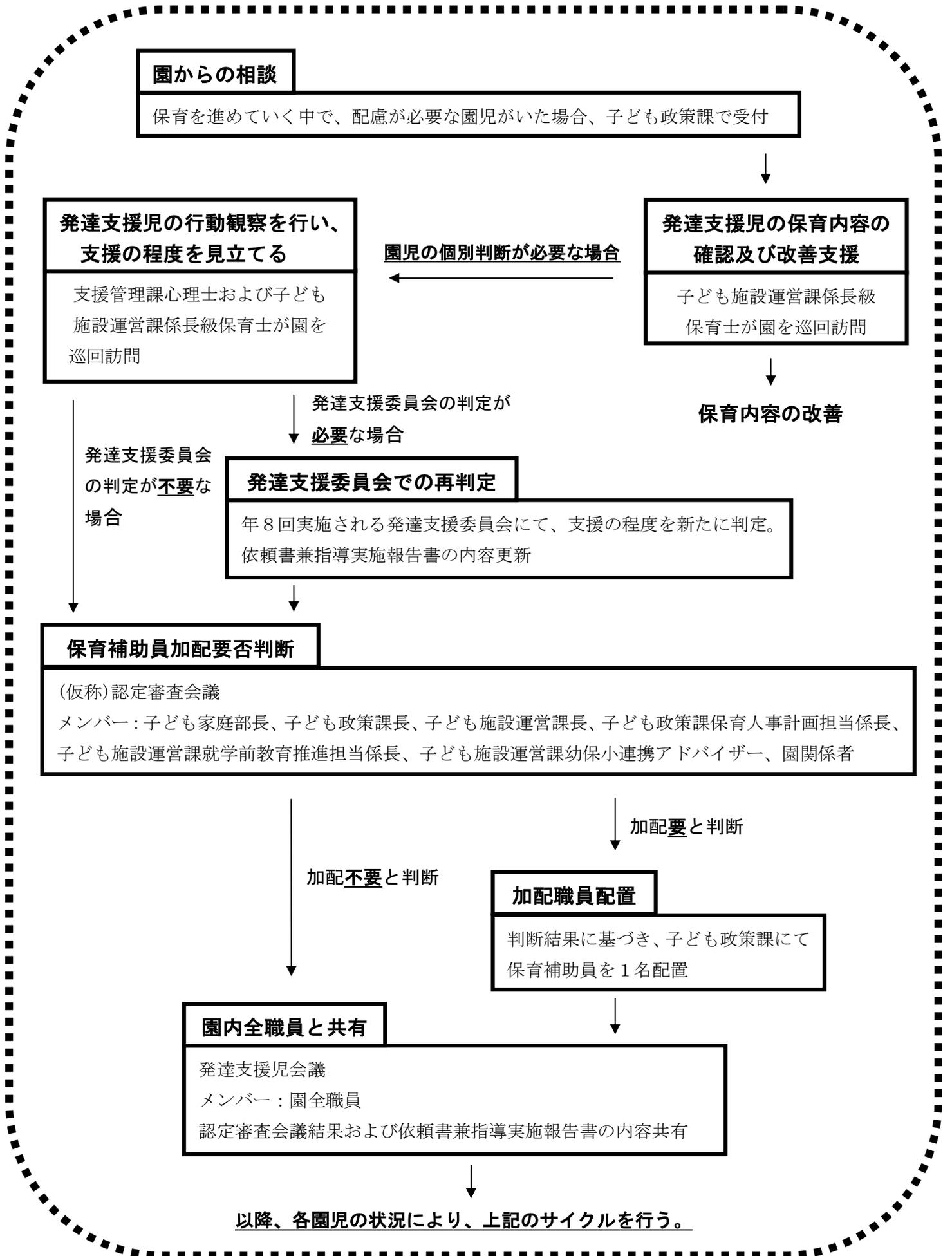
子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年7月1日

件名	配慮が必要な園児を見守る体制の強化について
所管部課名	子ども家庭部 子ども政策課、子ども施設運営課 こども支援センターげんき 支援管理課
内容	<p>令和4年3月に発生した、区立保育施設の園児が保育室内で怪我をした事故を受け、配慮が必要な園児を見守る体制を強化したため、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 現在の見守り体制</b></p> <p>配慮が必要な園児については入所時及び進級時に、発達支援委員会において、知的発達の程度や行動上の配慮面等から支援の程度を判定し、その認定結果を基に、令和4年4月1日現在121名の保育補助職員の配置を行っている。</p> <p><b>2 問題点</b></p> <p>(1) 行動上の課題の程度が増したと見られる場合でも、進級時に再認定を受けることとしているため、<u>年度途中で職員が配置できない。</u></p> <p>(2) 4・5歳児は、配慮が必要な園児がクラスに複数名在籍していても、保育補助職員は1名のみの配置という<u>区の職員配置基準上の規定があり、対応が困難になっているケースがある。</u></p> <p><b>3 体制強化の内容</b></p> <p>(1) 保育補助職員の追加配置（P10参照）</p> <p>入所時と比較し、配慮が必要な園児の行動上の課題（※1）が発生する頻度が増した（※2）と判断された場合に、令和4年7月から追加配置を可能とした。</p> <p>※1 配慮が必要な園児の行動上の課題 危険行為、他害、乱暴な行為、集団の規則を守れないこと。</p> <p>※2 頻度が増した 自己統制をすることが出来ず、一つの行動の中で危険行為等の問題行動を繰り返すようになること。</p> <p>(2) 4・5歳児クラスに対する職員配置基準の改正</p> <p>配慮が必要な園児がクラスに複数名在籍していた場合でも、必要に応じ、令和4年7月から保育補助職員の追加配置を可能とした。</p>

	<p>(3) 心理士と保育士による巡回支援の実施（P 1 0 参照）</p> <p>園からの要請を受け、配慮が必要な各園児の行動上の課題に応じて、保育内容の確認及び改善支援を行い、園児の個別判断が必要な場合は行動観察を行った上で、支援の程度を見立てる。</p>
<p>問 題 点 今 後 の 方 針</p>	<p>1 体制強化の内容について、園長会等を通して園及び関係所管に確実に周知し、保育補助職員の適正な配置を行う。</p> <p>2 保育補助職員追加配置の必要経費として、18,685千円を算定しており、6月補正にて計上している。議決を得られた際には、実施を予定している。</p>

# 園への巡回支援及び職員の追加配置についての流れ



子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年7月1日

件名	社会福祉法人じろう会に対する令和3年度の区立保育園の管理運営委託料支払いについて
所管部課名	子ども家庭部子ども施設運営課
内容	<p>社会福祉法人じろう会は区立新田さくら保育園の指定管理者として管理運営を行っているが、令和3年度の年度協定書が締結できていないことにより、管理運営委託料の支払いが行えていない。については、今後の方針等を以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 区立新田さくら保育園の概要</b></p> <p>(1) 指定管理者 社会福祉法人じろう会 埼玉県戸田市上戸田一丁目23番8号</p> <p>(2) 指定管理期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3年間） ※ 平成22年4月1日から令和2年3月31日まで（10年間）も指定管理者として当園を運営 ※ 令和5年4月1日からは別の事業者が指定管理者として当園を運営する予定</p> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 公設民営保育園である新田さくら保育園は、指定管理者と基本協定書を締結しており、指定期間中の管理運営委託料については、基本協定書に基づき年度協定書を締結し支出している。</p> <p>(2) 指定期間中に発生した管理運営委託料の積立金の取扱いについては、年度協定書に明記されていなかったため、必要経費等を控除した残額の返還を各指定管理者に求めた。</p> <p>(3) 返還に応じた指定管理者とは積立金の取扱いを見直した新たな年度協定書（新協定）を締結している。</p> <p>(4) 当該指定管理者は、返還には応じないが新協定での年度協定書の締結を希望したため、民事調停で協議を行ってきたが、令和4年1月25日付で調停不成立となった。</p> <p>(5) 調停不成立後も、当該指定管理者は新協定以外による年度協定書の締結を拒否しており、令和3年度中の合意には至らなかった（経緯の詳細はP13のとおり）。</p>

	<p><b>3 今後の対応</b></p> <p>(1) 令和3年度中の保育園の運営は適正に行われたため、弁護士と相談した上で、管理運営委託料相当額を支払うことができるよう当該指定管理者と協議していく。</p> <p>(2) 令和4年度の管理運営委託料を適正に支出できるよう、令和4年度の年度協定書締結に向けた協議についても進めていく。</p> <p>(3) 管理運営委託料の支払いがないことを理由に、当該指定管理者は基本協定書で規定している令和5年度からの指定管理者に対する引継ぎ業務に応じていない。円滑な事業者の移行が行えるよう、当該指定管理者に対し文書による指示を行うなど、弁護士に相談した上で厳正な対応を行っていく。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>園児やその保護者、令和5年度から管理運営を行う新たな事業者 に混乱を生じさせることがないように、社会福祉法人じろう会に対して は誠実な対応を求めていく。</p>

## 【これまでの経緯】

日付	経過
令和2年 8月末まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>公設民営保育園の指定管理者に対し、年度協定書に基づき管理運営委託料を支払い、委託料の執行残額は指定管理者が積立金として保有していたが、多額の積立金が発生していた。</li> <li>積立金は保育園の管理運營業務以外に使用することができないが、協定書には返還等積立金の処理に関する定めが記載されていなかった。</li> <li>そのため、区は各指定管理者に対し、積立金の一部返還を求めるとともに、委託料の執行残額を指定管理者の収益とすることができる新たな年度協定書への移行を提案した。</li> <li>令和2年8月末時点で、指定管理者13者のうち9者と積立金の一部返還及び新たな年度協定書の合意が成立した。</li> </ul>
令和2年 9月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>区より社会福祉法人じろう会を含めた事業者(全4事業者)に対し、積立金返還に係る民事調停の申立てを実施</li> </ul>
令和3年 3月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人じろう会より、令和2年度の年度協定書が一方的に送付される。</li> </ul>
令和3年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士からの助言をもとに令和2年度の年度協定書を締結し、社会福祉法人じろう会に対し管理運営委託料(令和2年度分)を支出</li> </ul>
令和3年4月 ～ 令和4年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>区より社会福祉法人じろう会に対し、年度協定書の案を送付するなど、締結に向けた協議を行うものの、法人からは請求書の送付にとどまり、年度協定書が締結できず、管理運営委託料の支出も行えず。</li> </ul>
令和4年 1月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人じろう会との民事調停不成立(他2者については和解成立、1者については調停継続中)</li> </ul>
令和4年 4月～5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>区より社会福祉法人じろう会に対し、年度協定書について提出するよう電話やメールで催促</li> <li>法人は請求書を送付していることのみをもって、区が委託料を支払うよう主張</li> </ul>
令和4年 5月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>区より社会福祉法人じろう会の法人本部に対し、年度協定書等の提出を求める文書を特定記録郵便で送付</li> </ul>
令和4年 5月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>通知を受けた社会福祉法人じろう会が協議に応じたため、法人本部を訪問し、理事長等と協議を実施</li> <li>法人の主張は主に以下の2点 <ul style="list-style-type: none"> <li>○「請求書を送付しているにもかかわらず支払わないのは区の債務不履行」</li> <li>○「年度協定書の内容に納得していないため締結はしない」</li> </ul> </li> <li>区としては年度協定書を締結できなければ支払いを行えないことを伝えたところ、法人は5月25日までに結論を出す と回答</li> </ul>
令和4年 5月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉法人じろう会より電話連絡があり、現状のままでは年度協定書を締結できないと拒否</li> </ul>

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年7月1日

件名	社会福祉法人朝陽会（旧南流山福祉会）の状況について
所管部課名	福祉部 福祉管理課 子ども家庭部 私立保育園課、子ども施設運営課
内容	<p>日ノ出町保育園を運営する社会福祉法人朝陽会（あさひかい／旧南流山福祉会から法人名変更）の現在の状況について報告する。</p> <p><b>1 法人指導監査の文書指摘について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年3月23日に区が法人指導監査を実施した。</li> <li>・ 法人指導監査において、監事1名の欠員補充がなされていないことが確認されたほか、予算執行及び資金管理の体制確保等に問題点が見受けられたため、令和4年4月22日付で文書指摘を行った。</li> <li>・ 令和4年6月6日に法人より改善状況報告書が提出された。</li> </ul> <p><b>2 質問事項の回答について</b></p> <p>令和4年3月30日に区から法人に「法人指導にかかる依頼事項について」を発出し、法人指導監査の対象外事項について回答を求めたところ、法人から令和4年4月28日に以下の回答があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保険料の未納について、令和4年3月末現在の未納額は、法人全体で41,389,451円であり、年金事務所と分割納付協議の上で分割納付を開始している。</li> <li>・ 会計責任者について、園長は、法人会計責任者を令和3年9月1日に辞任、園の会計責任者を令和4年1月31日に辞任しており、その後は適切な人材がないため、各会計責任者の職を理事長が代行している。</li> </ul> <p><b>3 法人による園職員への説明</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年4月28日、理事長及び理事3名から園職員に対して、改めて園長解雇の理由や経緯について説明があった。</li> <li>・ 多くの保育士から園長が欠けた場合に保育現場で生じる影響等について指摘があった。</li> <li>・ 理事らは、保育士からの指摘によって、後任園長が決まらないまま現園長を解雇することは保育園の運営に支障があると判断し、令和4年4月末としていた園長の解雇時期を急遽、令和4年6月末まで延長することとした。</li> </ul>

	<p><b>4 法人理事会における園長の解雇延長の決定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年5月26日に開催された法人理事会において、園長の解雇時期を令和4年6月末まで延長したことが追認された。</li> <li>・ また、後任園長が決まるまでの間、最長で令和4年10月末まで現園長の解雇時期を延長することが決議された。</li> </ul> <p><b>5 区の対応について</b></p> <p>(1) 法人から提出された報告書等について  令和4年4月28日付で提出された質問事項の回答及び、法人指導監査の改善状況報告書の提出を受けて、その内容検証を行い、改善状況報告書の再提出を求めていく。その後、法人の対応により、行政指導や行政処分等の判断を行う。</p> <p>(2) 法人役員等の改選について  法人役員（理事及び監事）、評議員が任期満了に伴い改選される。当面、新役員による理事会等を傍聴し、法人運営が適正に行われるか注視していく。</p> <p>(3) 後任園長の確保について  現園長の解雇時期は最長で令和4年10月末まで延長となったものの、法人は現園長解雇の方針を変えていない。安定した保育を維持するためにも、早期に後任の園長を確保するよう引き続き法人に求めていく。</p> <p>(4) 保護者説明会について  4月28日付質問事項の回答に、保護者説明会を早急に開催すると記載があったが、6月10日時点で開催されていないため、保護者説明会を早急に開催することを求めていく。</p> <p>(5) 新田三丁目なかよし保育園の運営費について  令和2年11月末日まで法人が指定管理者として運営していた足立区立新田三丁目なかよし保育園の運営費について、法律事務所と協議し、訴訟も視野に入れつつ、返還請求を続けていく。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>法人内部の問題によって園児の保育に影響が生じないよう、保育園現場の状況や後任園長の確保状況を随時確認する。</p>

## 足立区と朝陽会（旧：南流山福祉会）の経過

年月日	内 容
H21. 4. 1	日ノ出町保育園民営化により、南流山福祉会（所轄：千葉県）が運営事業者となる（土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡）
H25. 4. 1	新田三丁目なかよし保育園の指定管理者に南流山福祉会（所轄：千葉県）を選定
H26. 10. 31	南流山福祉会が日ノ出町保育園の園舎を建て替え
H26. 12. 3	東京都が日ノ出町保育園で指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成25・26年度の不適切な支出について情報提供
H27. 4. 3	東京都が平成26年12月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成25・26年度の不適切な支出に関する報告を求める
H27. 12. 24	平成27年4月の足立区（子ども家庭部）からの要請を受け南流山福祉会が設置した第三者委員会による調査報告が足立区へなされた
H28. 11. 8	南流山福祉会が設置した第三者委員会の報告内容について、足立区財政援助団体等に関する調査委員会へ諮問したことに対する答申 ① 私立保育園における運営費の適切な取り扱いについて基準が示された ② この基準を踏まえ、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に対して、園長が行った不適切な支出を園会計に返還させると報告があった ③ 令和4年3月末時点で、令和4年2月分まで返還していることを確認済み（※ 令和7年度完済予定）
H29. 6. 12	足立区（子ども家庭部）が日ノ出町保育園の平成28年度運営費算定を誤ったことによる南流山福祉会への過払い分の返還要請（過払い分は令和3年3月に分割返納が終了）
R1. 8. 1	東京都が日ノ出町保育園に指導検査を実施。東京都から足立区（子ども家庭部）へ平成29・30年度の不適切な支出について情報提供
R1. 12. 13	東京都が令和元年8月に日ノ出町保育園で実施した指導検査の結果を受け、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、平成29・30年度の不適切な支出に関する報告を求めた ① 令和3年5月24日、南流山福祉会から足立区（子ども家庭部）に、不適切と認めた支出を園長から園会計に返還させると報告 ② 令和4年3月11日、足立区（子ども家庭部）から南流山福祉会に対し、令和4年3月31日までに返還計画及び返還実績を報告するよう要請 ③ 令和4年3月末現在、返還計画及び返還実績は報告されていない
R2. 11. 30	足立区（子ども家庭部）が新田三丁目なかよし保育園の指定管理者を解除し、直営園化（卒園・転園により、令和4年3月末から在園児童なし） 南流山福祉会は足立区において日ノ出町保育園1か所のみ運営となる
R3. 4. 30	南流山福祉会の法人本部の移転により、法人所轄庁が千葉県から足立区（福祉部）に移管され、社会福祉法に基づく指導監査の権限が移る

R3. 10. 22	南流山福祉会が法人名を朝陽会に変更
R4. 3. 18	朝陽会の理事会において、日ノ出町保育園の職員の給与から控除した社会保険料（約3,000万円）が未納であることが判明。また、日ノ出町保育園園長を令和4年4月30日付で解雇することを決定
R4. 3. 23	千葉県 の指摘事項等の検証がほぼ終了したことから足立区（福祉部）が指導監査を実施
R4. 3. 30	園長解雇や社会保険料未納の件について、足立区（福祉部）から朝陽会に対し「法人指導にかかる依頼事項について」を送付（回答期限：令和4年4月15日）
R4. 4. 22	足立区（福祉部）が令和4年3月23日に実施した指導監査の結果として、監事1名の欠員補充や予算執行及び資金管理の体制確保等について、文書指摘（改善状況報告期限：令和4年5月23日まで）
R4. 4. 28	① 朝陽会が足立区（福祉部）に「法人指導にかかる依頼事項について」回答を提出 ② 園職員への説明結果を踏まえ、法人から足立区（子ども家庭部）に、園長の解雇時期を「6月末」まで延長すると連絡
R4. 5. 26	理事会において、園長の解雇時期を「10月末」まで延長
R4. 6. 6	足立区（福祉部）の指導監査における文書指摘に対し、法人が区へ改善状況報告書を提出

※ 東京都とも情報共有し、連携して対応していく。

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年7月1日

件名	いづみ保育園への対応状況について
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課
内容	<p>保育士が大量退職したことにより、令和4年4月以降、保育が継続ができなくなった、いづみ保育園（社会福祉法人泉光会いづみの杜）にかかる対応状況について報告する。</p> <p><b>1 転園した園児の状況確認について</b>          当該園の受け入れ中止に伴い、令和4年4月から他園に転園した園児について、区職員（心理職）が転園先を訪問し状況を確認した。</p> <p>(1) 実施時期          令和4年4月10日から5月24日</p> <p>(2) 対象児童数（施設数）          53人（16施設）</p> <p>(3) 園児の状況等          転園直後は泣く姿や既存の集団に入ることをためらう姿も見られたが、観察時には落ち着いていた。</p> <p><b>2 園長ヒアリングの実施について</b>          現在のいづみ保育園の状況及び今後の見通しを確認するため、令和4年5月23日に園長ヒアリングを実施した。</p> <p>(1) 改善策の進捗状況について          令和4年2月22日に園から提出された「保育士育成及び定着における改善策計画」では、法人の保育理念、賃金体制、年間労働時間の見直しを実施するとあったが、具体的な進捗は認められなかった。</p> <p>(2) 募集再開の希望時期について          これまで園は、園児の定員を20人に縮小し、令和4年10月入所からの募集再開を希望していたが、年度途中の募集では園児が集まらないことが見込まれるため、再開時期の延期を検討しているとの発言があった。</p> <p>(3) 保育士の確保状況について          園児の定員20人で保育を再開するために、園は6人の常勤保育士が必要と考えているが、ヒアリング実施時点で採用を決定した保育士はいない。</p>

	<p>(4) 改善策計画の再提出 ヒアリングにおいて区が指摘した改善策の具体的な内容及び今後の運営等について、改善策計画の再提出を求めた。</p> <p><b>3 改善策計画の再提出について</b> 令和4年6月7日に、改善策計画の訂正版が再提出され、現在までの状況が報告された。今後、この改善策計画に対する具体的な対応について法律事務所と協議を進めていく。</p> <p>(1) 再開予定の変更について 定員20名に対して入所園児数に欠員が生じた場合、法人の財務がひっ迫することから、保育士の採用状況に合わせ、令和4年10月1日の再開を変更する。再開時期については、再度相談する。</p> <p>(2) 保育士定着率向上に向けた改善策計画 今後、コンサルタント等に相談し、保育士の理解が得られるような園内研修方法を作成する。</p> <p>(3) 賃金体制の見直し 諸手当を見直し、他の団体と見劣りしない賃金で採用力を高めるため令和4年7月末までに就業規則を改定する。</p> <p>(4) ハラスメントへの対応 『労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律』の改正によりパワハラ対策が義務化されたことを受け、相談窓口の設置等を検討する。</p> <p>(5) 職員労務負担感について いづみ保育園全体の業務分担を令和5年度下半期を完成目途に再構築する。</p>
<p>問題点 今後の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転園した園児が安心して保育を受けられるよう、転園先に対して継続的に助言等の支援を行っていく。</li> <li>・ 法人に対して、具体的な改善策の実施及び保育士の確保状況等について継続的に確認していく。</li> <li>・ 園児の募集再開等について、引き続き、都と連携・協議しながら慎重に判断していく。</li> </ul>

## 対応経過

年月日	実施者	内 容
R3. 8. 27	園→区	保育士が大量退職する見込みであることの第一報 令和4年度の新規入所を停止したいと申し出
R3. 9. 15	区→園	令和4年度の受け入れ可能児童数及び職員体制を照会
R3. 10. 6	園→区	令和4年度の受け入れ可能児童数を30人(0～5歳児)に縮小したいと回答(現行定員70人)
R3. 10. 7	区→園	以下の3点について、令和3年12月24日までに回答を要請 ① 地域の保育需要を踏まえた定員設定の再検討について ② 保護者説明会の開催と利用者への丁寧な説明について ③ 大量退職の原因究明と再発防止策の報告について
R3. 10. 12	園→区	上記①について、受け入れ可能児童数23人(0～2歳児)と回答
R3. 10. 30	園→保護者	上記②について、園が保護者説明会を開催(区傍聴)
R3. 11. 13・14	区→保護者	区主催の転園相談会を開催(いづみ保育園ホールにて)
R3. 11. 22	区→園	区保育士による保育実施状況の確認を開始(月2～3回)
R3. 12. 24	園→区	上記③について、令和4年1月末日まで報告期限の猶予を申し入れ 常勤保育士が必要数9人に対し4人しか確保できていないとの報告
R4. 1. 14	区→園	令和4年度の園児数が0人になる見込みを伝え、以下の報告を要請 ④ 保育士の採用状況を踏まえた令和4年度の運営継続について
R4. 1. 15	園→職員	法人弁護士が、職員に対して退職原因等のヒアリングを実施
R4. 1. 21	園→区	上記③について、ヒアリング結果及び対策の提出 上記④について、令和4年度は定員20名(1・2歳児)で保育を継続したいと回答
R4. 2. 7	園→区	4月に在園児童がいなくなることを受け、継続意向のある保育士全員 に対して退職勧奨を開始したとの報告
R4. 2. 22	園→区	大量退職の再発防止策の補足として「保育士育成及び定着における改善策計画」を提出。定員20人での運営に必要な常勤保育士6人を令和4年8月初旬までに確保し、10月から募集再開を希望
R4. 2. 28	区→職員	退職予定の保育士へアンケート調査を送付(期限:3月10日)
R4. 3. 18	区→園	保育士一斉退職の原因について保護者説明実施を要請 (園から実施日時のご回答なし)
R4. 3. 27	区→保護者	区主催の保護者説明会を開催(こども支援センターげんきにて)
R4. 3. 31	園→保護者	園主催の保護者説明会を開催(リモート開催)
R4. 4. 10 ～R4. 5. 24	区	いづみ保育園から他園に転園した園児54人について、心理職が転園先(16施設)に訪問し状況確認
R4. 5. 23	区→園	園長ヒアリングを実施し、改善策の進捗状況等を確認
	園→区	令和4年10月としていた募集再開時期を延期したいとの申し出
	区→園	⑤ 改善策の具体的内容及び募集再開の希望時期の報告を要請
R4. 6. 6	園→区	上記⑤について、「改善策計画の訂正について」を提出

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年7月1日

件名	令和4年4月1日の保育所等利用待機児童の状況について							
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課							
内 容	<b>1 令和4年4月1日現在待機児童数 1人</b> (うち、フルタイム就労世帯 0人) (単位:人)							
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計	
	申込者数 [A] (継続利用児含む)		963	2,344	2,534	2,556	4,964	13,361
	保育施設 在園児 数	認可保育所	824	1,898	2,197	2,468	4,722	12,109
		認定こども園	5	32	46	66	216	365
		小規模保育	48	124	132	-	-	304
		家庭的保育	34	103	118	-	-	255
		公設認可外	-	19	18	10	22	69
	保育施設在園児数 合計 [B]		911	2,176	2,511	2,544	4,960	13,102
	か国 ら定 義に よ り 除 外 し た 待 機 児 童 数	認証保育所利用	6	26	5	2	2	41
		幼稚園利用	-	-	-	2	2	4
		企業主導型保育利用	-	8	2	1	-	11
		育児休業※1	27	79	3	-	-	109
		私的理由※2	18	50	12	6	-	86
		求職活動休止	1	5	1	-	-	7
除外した児童数 合計 [C]		52	168	23	11	4	258	
待機児童数 [A] - [B] - [C]		0	0	0	1	0	1	
※1 「育児休業延長のための申込み」であることを確認した場合または、入所できたら復職することの同意書の提出がない場合								
※2 区が他に利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している場合								
<b>2 年齢別待機児童数 (各年4月1日時点)</b> (単位:人)								
	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
令和3年	0	0	0	0	0	0	0	
令和4年	0	0	0	1	0	0	1	
前年との差	増減なし	増減なし	増減なし	1増	増減なし	増減なし	1増	

### 3 地域別待機児童数（各年4月1日時点）

（単位：人）

ブロック		R3	R4	ブロック		R3	R4
1	千住地域	0	0	8	六町地域	0	0
2	綾瀬地域	0	0	9	竹の塚地域	0	1
3	中川地域	0	0	10	宮城・小台地域	0	0
4	佐野地域	0	0	11	江北・扇地域	0	0
5	中央本町地域	0	0	12	鹿浜地域	0	0
6	梅田地域	0	0	13	舎人地域	0	0
7	西新井・島根地域	0	0	14	新田地域	0	0
				区全体		0	1

### 4 保育需要率の推移

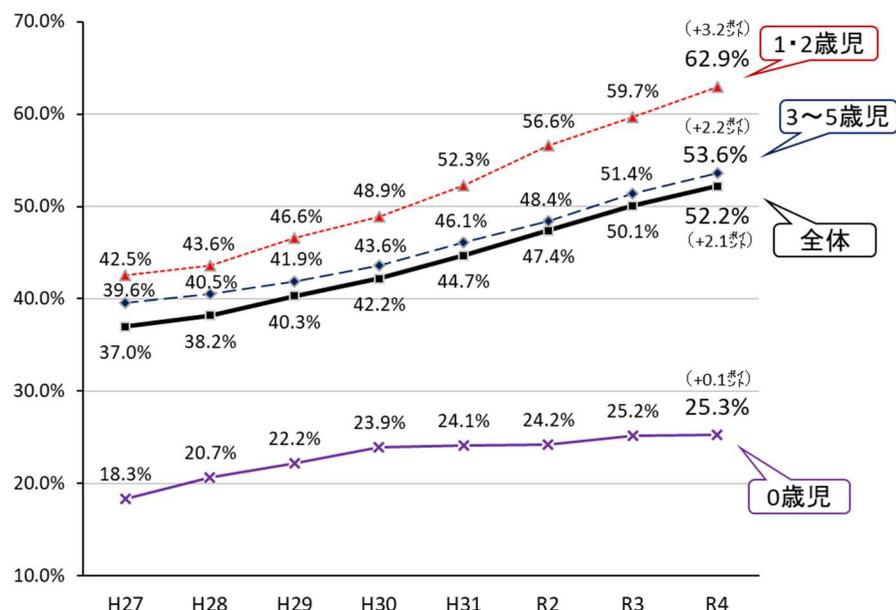
保育を必要とする児童が全体に占める割合を示す「保育需要率」は、前年比2.1ポイント増の52.2%となった。

年齢区分別では、1・2歳児で前年比3.2ポイント、3～5歳児で2.2ポイント上昇した。一方、0歳児では0.1ポイントの増と、ほぼ横ばいとなった。

令和4年4月1日時点

年齢区分	人口 ① (単位：人)	保育需要数② (単位：人)	保育需要率 ③ (②/①)	前年比
0歳児	4,302	1,088	25.3%	0.1ポイント増
1・2歳児	8,741	5,501	62.9%	3.2ポイント増
3～5歳児	14,355	7,700	53.6%	2.2ポイント増
全 体	27,398	14,289	52.2%	2.1ポイント増

#### 【参考】 保育需要率の推移（各年4月1日現在）



### 5 保育定員の調整（各年4月1日時点）

空き定員対策として、令和3年4月入所より、一部の公立認可保育所で入所定員抑制、私立認可保育所で利用定員変更を実施している。

（単位：人）

	令和2年	令和3年	令和4年
保育定員数（認可定員）	16,929	16,861	16,719
保育定員数（受入可能数）※		16,697	16,236

※ 令和4年度の受入可能数は、上記調整のほか、休業等により4月入所募集を停止している施設の定員を除く

### 6 年齢別空き定員数（各年4月1日現在）

（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	計
令和3年	371	313	248	405	1,039	2,376
令和4年	395	225	258	295	917	2,090
前年との差	24増	88減	10増	110減	122減	286減

### 7 その他

令和4年4月1日現在の入所状況、地域別定員受入可能数及び、待機児童数の集計方法等はP24～26のとおり。

問題点  
今後の方針

人口減少や新型コロナウイルス感染症拡大等の影響を的確に把握するため、令和4年度以降も地域ごとの保育需要の状況を詳細に分析し、令和5年度以降の待機児童解消に向けて、適正な保育定員数の確保を図る。

空き定員対策として実施している保育定員の需給調整に関する計画の見直し等を行い、足立区待機児童解消アクション・プランの改定を行う。

# 1. 令和4年4月1日現在の年齢別入所状況

## ①特定教育・保育施設（2号認定・3号認定）

(単位：人)

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）							
		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	管外委託（再掲）	
認可保育所	公立※1	27	126	350	423	527	1,142	2,568	88	310	385	458	975	2,216	14
	公設民営	14	81	204	269	295	613	1,462	72	198	249	279	567	1,365	1
	私立※2	112	818	1,434	1,666	1,912	3,852	9,682	664	1,390	1,563	1,731	3,180	8,528	19
	小計	153	1,025	1,988	2,358	2,734	5,607	13,712	824	1,898	2,197	2,468	4,722	12,109	34
認定こども園	幼保連携型※1	2	—	22	29	40	86	177	—	7	14	25	65	111	—
	保育所型※1	1	—	13	14	15	32	74	—	12	14	8	30	64	—
	幼稚園型※2	4	9	18	40	87	169	323	5	13	18	33	121	190	2
	小計	7	9	53	83	142	287	574	5	32	46	66	216	365	2
幼稚園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	4	—	
<b>合計</b>	<b>160</b>	<b>1,034</b>	<b>2,041</b>	<b>2,441</b>	<b>2,876</b>	<b>5,894</b>	<b>14,286</b>	<b>829</b>	<b>1,930</b>	<b>2,243</b>	<b>2,536</b>	<b>4,940</b>	<b>12,478</b>	<b>36</b>	
他自治体へ委託[再掲]								0	4	6	3	23	36		
他自治体から受託[別掲]								6	29	25	37	74	171		

※1 入所抑制を反映した入所定員

※2 利用定員数（募集停止中の施設の定員を除く）

## ②特定地域型保育事業（3号認定）

(単位：人)

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	入所率
小規模保育	27	127	157	175	—	—	459	48	124	132	—	—	304	66.23%
家庭的保育※3	117	88	141	168	—	—	397	34	103	118	—	—	255	64.23%
<b>合計</b>	<b>144</b>	<b>215</b>	<b>298</b>	<b>343</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>856</b>	<b>82</b>	<b>227</b>	<b>250</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>559</b>	<b>65.30%</b>
他自治体へ委託[再掲]								—	—	—	—	—	0	
他自治体から受託[別掲]								—	7	3	—	—	10	

※3 休業中の事業者の定員を除く

## ③認可外保育施設

(単位：人)

	施設数	定員						入所数（委託を含み受託を含まない）						
		0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	計	入所率
公設民営認可外	2	6	19	23	13	28	89	—	19	18	10	22	69	77.53%
認証保育所	33	207	329	332	88	49	1,005	143	299	306	68	81	897	89.25%
認証保育所(区外)	—	—	—	—	—	—	—	3	8	10	4	6	31	
企業主導型	—	—	—	—	—	—	—	30	96	91	17	13	247	
企業主導型(区外)	—	—	—	—	—	—	—	1	2	2	1	1	7	
<b>合計</b>	<b>35</b>	<b>213</b>	<b>348</b>	<b>355</b>	<b>101</b>	<b>77</b>	<b>1,094</b>	<b>177</b>	<b>424</b>	<b>427</b>	<b>100</b>	<b>123</b>	<b>1,251</b>	

## 2. ブロック別定員受入可能数

(単位：人)

	保育施設空き状況 (認可保育所、認定こども園、小規模保育、家庭的保育、 区立認可外保育所、認証保育所)						受入 可能数
	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	
1ブロック (千住地域)	43	84	58	71	70	124	407
2ブロック (綾瀬地域)	25	54	11	21	31	105	222
3ブロック (中川地域)	12	4	3	3	1	33	44
4ブロック (佐野地域)	25	16	23	11	38	107	195
5ブロック (中央本町地域)	28	37	9	12	18	48	124
6ブロック (梅田地域)	37	31	22	8	10	72	143
7ブロック (西新井・島根地域)	12	21	4	17	5	39	86
8ブロック (六町地域)	34	19	27	15	21	86	168
9ブロック (竹の塚地域)	35	31	20	37	3	47	138
10ブロック (宮城・小台地域)	5	8	11	22	35	56	132
11ブロック (江北・扇地域)	25	34	7	20	21	92	174
12ブロック (鹿浜地域)	28	28	13	14	7	52	114
13ブロック (舎人地域)	20	14	8	0	19	29	70
14ブロック (新田地域)	10	14	9	7	16	27	73
合計	339	395	225	258	295	917	2,090

※ 「定員受入可能数」は、各保育施設の「空き定員数」を示す。

※ 認証保育所以外は、令和4年5月入園分の募集人数

### 【参考】施設種別ごと受入可能数

(単位：人)

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	合計
認可保育所	153	213	84	173	251	862	1,583
認定こども園	7	1	16	21	38	49	125
小規模保育	27	82	27	40			149
家庭的保育	117	48	73	8			129
区立認可外	2	6	0	5	3	6	20
認証保育所	33	45	25	11	3	0	84
合計	339	395	225	258	295	917	2,090

## 【参考】待機児童数の集計方法

(単位：人)

項 目	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日
<b>1.不承諾児童数(転園申請・取り下げ等を除いた数) ①</b>	<b>224</b>	<b>259</b>
(1) 認証保育所・企業主導型保育事業・私立幼稚園を利用している	49	56
(2) 「育児休業延長のための申込み」であることを確認した場合または、入所できたら復職することの同意書の提出がない場合	109	109
(3) 特定の保育所等を希望し待機している場合 (ア+イ+ウ)	63	86
ア 保育施設利用申込書に第1希望の施設のみ記入している	31	41
イ 管外の保育施設のみを希望している	0	0
ウ 自宅の近く(概ね半径1km以内)に利用可能で空きがある「認可保育所」、「小規模保育」、「給食を提供する家庭的保育(保育ママ)」又は、「認証保育所」があるが希望していない	32	45
(4) 保護者が求職活動を休止していることを確認した場合	3	7
<b>2.待機児童数に含めない児童 ② ((1)+(2)+(3)+(4))</b>	<b>224</b>	<b>258</b>
<b>3.待機児童数 ③ (①-②)</b>	<b>0</b>	<b>1</b>

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年7月1日

件名	保育施設入所審査に係る情報連携の実施について
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課
内容	<p>区民負担の軽減のため、マイナンバーによる情報連携を利用し、税関係情報を取得できるよう準備を進める。</p> <p><b>1 要旨</b>          保育施設入所審査の際に指数が同点の場合、市区町村民税額が低い世帯を優先するために、賦課期日に区外に在住していた場合は、申込者から当該自治体の課税証明書を提出いただいている。          マイナンバーを利用した税情報照会を実施することで、課税証明書提出に係る区民負担の軽減を図る。</p> <p><b>2 対象世帯数</b>          年間900世帯程度（他自治体の課税証明書提出世帯）          ※ 対象は審査時点で区内に住民票がある世帯に限る。</p> <p><b>3 法的整備</b>          新たに独自利用事務の情報連携を実施する場合、『足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例』の整備が必要となる。</p> <p><b>4 スケジュール</b>          令和4年10月 個人情報保護委員会（国）に届け出          令和5年11月 4月入所受付分から情報連携開始</p> <p><b>5 備考</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該情報連携に伴うシステム改修は不要</li> <li>・ 江東区は平成29年8月に申請し、実施済</li> </ul>
問題点 今後の方針	ICT戦略推進担当課と連携して情報連携の準備を行う。

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年7月1日

件名	小規模保育室の閉園について																											
所管部課名	子ども家庭部子ども施設入園課																											
内容	<p>小規模保育事業者から経営上の理由により運営する園を閉園したい旨の相談を受けた。ヒアリングの結果、これ以上の園の運営は困難であり、以下のとおり閉園の方向で調整したい。</p> <p><b>1 該当園及び閉園日</b>          施設名：ぴっころきっず新田          （事業者：株式会社プライムツーワン）          所在地：足立区新田2-8-3          閉園日：令和5年4月1日</p> <p><b>2 在園児の受け入れ先の確保</b>          現在、該当園に在籍している児童については、0歳児・1歳児も含め、毎年9月頃に実施している先行利用調整で受け入れ先を確保する。  <b>【保育施設名：ぴっころきっず新田（令和4年4月1日時点）】</b></p> <table border="1" data-bbox="485 1124 1331 1279"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0歳</th> <th>1歳</th> <th>2歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員数</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>在籍数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 補助金等の清算</b>          当該園については、開園時に区から整備に係る補助金を交付しているが、開園から5年以上経過しており、財産処分に伴う収入が見込まれないため、補助金の返還は発生しない。</p> <p><b>4 閉園後の新田地域における入所予定児童</b>          ぴっころきっず新田閉園後も新田地域における必要な保育定員数は確保できる見込みであるが、引き続き保育需要を注視していく。  <b>【新田地域における入所予定児童（令和4年5月18日時点）】</b></p> <table border="1" data-bbox="485 1727 1294 1953"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>0歳</th> <th>1・2歳</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>閉園後の入所定員</td> <td>41</td> <td>184</td> <td>225</td> </tr> <tr> <td>R5.4月予測</td> <td>32</td> <td>172</td> <td>204</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 入所定員はぴっころきっず新田を除く。</p>	年齢	0歳	1歳	2歳	合計	定員数	3	4	4	11	在籍数	1	1	4	6	年齢	0歳	1・2歳	合計	閉園後の入所定員	41	184	225	R5.4月予測	32	172	204
年齢	0歳	1歳	2歳	合計																								
定員数	3	4	4	11																								
在籍数	1	1	4	6																								
年齢	0歳	1・2歳	合計																									
閉園後の入所定員	41	184	225																									
R5.4月予測	32	172	204																									
今後の方針	関係各所と連携しながら滞りなく閉園への準備を行う。																											